人が輝く 交流体感都市

市民が主役のまち 【自分のまちはじぶんでつくる、市民が主役のまち】

七尾市まちづくり基本条例 【解説書】

平成24年9月1日施行

行程方式方うくり基本条例

「市民が主役のまちづくり」を目指して、 大切な理念とルールを定めています。

まちづくりの基本理念

自分たちの住んでいるまちを、自分たちで考え、決定し、運営していくことを表しています。

まちを運営するときには、市民一人ひとりができることを自らの責任で行い、市や市民のみなさんが、おたがいの意見や考え方を大切にして、助け合うことを基本としています。

そして、市民一人ひとりがしあわせを実感して「しあわせの和を広げる」 ことを目指していきます。

■市民が主役のまちづくりを実現!

七尾市の市民、議会、行政は、これまでそれぞれの立場で地域社会の発展に努めてきました。しかしこれからは、市民、議会、行政が連携しチカラを合わせ、おたがいの意見や考え方を大切にし、対等な立場で協力し合って、まちづくりを進めることが必要になってきています。

今まで以上に豊かな七尾市の実現のため「自分たちのまちは自分たちでつくる 市 民が主役のまちづくり」を目指して、この条例を制定しました。

■条例が必要となった背景

七尾市の最高ルールともいうべきこの条例が必要となってきたのは

- ・これまでは国や県などの指導、規制により市民サービスを行っていました。
- ・その結果、個性豊かな地域社会の形成を阻害することもありました。
- ・今地域のことは、地域で考え、地域自らの責任で決める、自己決定・自己責任の「地方分権改革」が推し進められ、地方は国にたよらず自律しなければならない時代にきています。
- ・また、七尾市においても多くの社会的な課題や地域課題に対し、市民のみなさんの 要望も多様化・複雑化しています。
- ・これからは、多様化する地域の課題や要望に対して、市民一人ひとりが、まちづくりに関心を持ち、関わってもらい、市民と議会、行政が連携しながら、自分たちのまちづくりをすすめることが必要となってきました。
- ・このことから、七尾のまちづくりの基本的な理念や原則を定め協働のまちづくりを 推進できるよう「まちづくり基本条例」を制定しました。

【まちづくり基本条例ができてどうなるの?】

- ■市民・議会・行政が条例の趣旨を理解し、協力してまちづくりに取り組むことで、 「市民の意思やチカラが、より活かされるまちづくり」が実現します。
- ■条例の理念や趣旨である情報共有、参画、協働を意識したまちづくりを実践することで、 市民どうし、市民と市がより相乗効果を発揮してまちづくりをすすめるきっかけとなり ます。
- ■まちづくりの実践を通じて、まちづくりの担い手が互いに協力し合い、育っていきます。

まちづくり基本条例には、みんなのチカラで「まちづくり」を すすめるための大切なルールが書いてあります。

情報共有のルール

協働してまちづくりに取り組むには、お互いがもっている情報の共有が必要です。市では、広報紙やホームページなどで積極的に情報を発進します。

参画のルール

まちづくりには、市民が積極的に関わり取組むことが必要です。

市では、意見公募制度や各種委員会への公募による市民参加に努めます。

協働のルール

まちづくりを進める、市民・議会・行政がそれぞ れの役割の中で、連携し市政や地域課題の解決 に、ともに取組みます。

しあわせを実感できる地域社会を目指して

市民

市民には、まちづくりに関する情報を知る

権利、参画する権利、学ぶ権利があります。また、自らの発言・行動に責任を持つこと、互いに助け合ってまちづくりや地域活動へ取り組むこと、参加と連携・融和に努めることが定められています。

議会

協働

行、政

議会は、市の意思決定機関として、市 民の意見を行政に反映させます。 <u>行政は、</u>市民へのまちづくり情報の発信や 公開、市民からの意見、要望などに適切 に対応し、支援することが定められてい ます。

部位の方をあり出て

七尾市まちづくり基本条例の構造

まちづくりの理念や原則を定め、まちづくりの主体である、市民・議会・行政それぞれの役割や責務を定めるとともに、情報共有、参画、協働によるまちづくりを推進するための仕組みの整備について明らかにしています。

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置づけ

第4条 まちづくりの基本理念

第5条 まちづくりの基本原則

※ 理念=自律と共助

※ 原則=情報共有・

参画・協働

第2章 まちづくりの主体の役割及び責務

第1節 市民の役割及び責務

第6条 市民の権利

第7条 市民の役割及び責務

第2節 議会及び議員の役割及び責務

第8条 議会の役割及び責務

第9条 議員の役割及び責務

第3節 市長、行政及び職員の役割及び責務

第10条 市長の役割及び責務

第11条 行政の役割及び責務

第12条 危機管理体制の確立

第13条 職員の役割及び責務

第3章 情報共有

によるまちづくり

第14条 情報の共有

及び活用

第15条 情報の公開

第16条 情報の収集

及び管理

第17条 個人情報の

保護

第4章 市民の参画

によるまちづくり

第18条 市政への参画

第19条 附属機関等

委員

第20条 市民意見の

募集

第21条 住民投票

第5章 協働

によるまちづくり

第22条 協働の推進

第23条 地域活動

第24条 市民活動

第25条 市民相互の

連携

第6章 まちづくりの担い手の育成

第26条 担い手の発掘及び育成

第27条 次世代の担い手育成

第28条 育成の仕組み

第7章 条例の推進等

第29条 条例の推進

第30条 取組みの公表

第31条 条例の検証及び見直し

第32条 委任

「七尾市まちづくり基本条例」 解説書

(前文)

私たちのまち七尾市は、日本海に臨む天然の良港や、七尾湾に抱かれた豊かな 里山里海と温泉に恵まれた地にあり、古くから栄え、現代に至るまで、能登の政 治経済と文化の中心地として発展してきました。

また、生活文化の中心には祭りがあり、それを通して、子どもからお年寄りまでそれぞれが役割を分担し、協力し合いながら伝統を守ってきました。

私たちは、こうした伝統を大切にし、それにとどまることなく、未来に向けて、新たな文化と歴史をつくっていかなければなりません。そのためには、まちづくりの担い手である、市民、議会及び行政が、協働してそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

私たちはここに、市民のねがい-七尾市民憲章-に込められた趣旨を大切にして、 人と人が絆を深めながら、人と自然、地域と地域が結び合う、豊かな七尾市を実 現するため、この条例を制定します。

【解説】

○ 前文は、**条例の趣旨や目指すべき姿、まちづくりの主体としての市民、議会及び 行政の決意**などを述べています。

○ 祭りの例えの意味は

七尾市まちづくり基本条例をつくる市民会議では、「市内各地に伝わる祭りには、 まちづくりをすすめていく際の大切な要素が多く含まれていることから、祭りの伝統 を未来につなげていくようなまちづくりの姿を前文に盛り込んでほしい」という提言 がありました。

- 前文では、制定にいたる七尾市の歴史の歩みや背景と、まちづくりにおける人々の姿を祭りに例えて表現しながら、市民、議会及び行政がともに役割を果たしつつ協力していくことを述べています。
- 祭りでは、地域に暮らす人々が、子どもから大人までそれぞれに役割をもち、互いに協力しあってひとつの祭りを成立させていく姿が見られます。そして祭りの準備をする段階から、祭り当日の運行、そして後片付けに至るまで、ともに力を出しあい支えあう中で地域の絆が育まれていきます。祭りによって地域への愛着がより一層強まり、まちづくりへの参加意識が育まれていきます。

〇 「豊かな七尾市」とは

市民のねがい―七尾市民憲章―の趣旨にも重ねて、この条例が目指すまちづくりの姿を「豊かな七尾市」と表現しています。ここでは、市民のねがいを大切にしながら、人と人が絆を深めて助け合い、その営みが豊かな里山・里海とつながって後世に受け継がれていく、そんな地域と地域がさらに連結して七尾市全体をなしていくあり方を述べています。

〈参考〉 市民のねがいー七尾市民憲章 平成18年9月21日制定

古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらく

なみおだやかに碧光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手をつなぎ しあわせの和を広げよう

市民のねがいは各行の頭文字をつなげると「古き文化の豊かな」ななおし」となり ます。また各行には、以下の様な趣旨がこめられており、まちづくり基本条例では、 七尾市のまちづくりはこの趣旨に則ってすすめていくものとしています。

古き歩みを誇りつつ (1行目 歴史を尊ぶまち)

七尾市は日本海に臨む天然の良港として古代から栄え、能登の政治・経済・文化 の中心地として発展し、豊かな自然と古から培われてできた風土・歴史・文化を受 け継いできました。その自然の恵みと先人の知恵に感謝し、尊びます。

文化の薫るふるさとに (2行目 文化の薫り高いまち)

伝統工芸、民俗芸能や多くの祭りでにぎわい、湯の香が漂うふるさと七尾は芸術文 化の薫り高いまちです。歴史の浅さ、深さに限らずこの地で育まれ、生活に溶け込ん だ大切な文化・伝統も継承します。

豊かな未来夢ひらく (3行目 未来に続くまち) 七尾に生きていることに誇りをもち、大切な七尾を伝えながら、ひとりひとりが夢 や希望、目標をもってその実現にむけて行動し、市民の力で豊かな未来へとつなぎま す。

なみおだやかに碧光り (4行目 自然を大切にするまち)

波穏やかな海は碧(あお)くひかり、魚の群れ・山のみどり・水田の緑も光をうけ てめぐる季節にきらめいております。港を中心に発展してきた七尾は活気にあふれ、 安定した経済基盤の中で働く人々の汗も住む人々の笑顔も可能性を秘めた子どもた ちの瞳も光輝いております。豊かな自然を愛し守って七尾は、輝く自然、輝く人、輝 く歴史、文化、産業、観光に未来も輝きます。

ななおのまちに人集う (5行目 活気・元気のあるまち)

市民の理想とするまちは、都市計画などでいう「町」「街」の漢字のまちでなく市 民が自分のまちだと自覚し、地域の特色を活かした情緒あふれる新しいまち「ななお」 です。産業や観光をますます活性化させ、福祉・教育・文化も充実し、七尾の魅力に ひかれ住む人も訪れる人も集います。次代を担う子どもたちの明るい声が響きわたり、 若者が定住し、誰もが元気で生きる喜びを実感できる新しいまちをめざします 。

おとなも子どもも手をつなぎ (6行目 お互いをおもいやるまち)

おとしよりからこどもまで「おはよう」「ありがとう」と気軽にあいさつをかわし、 障がいのある人もない人もお互いに理解を深めながら、ふれあい、学びあい、手をつ なぎ助け合います。家族や地域が一体となって犯罪のない、誰もが笑顔で健康に暮ら せる安全安心なまちを自分たちでつくっていきます。

しあわせの和を広げよう (7行目 市民が一体となって前進していくまち)

「住んでよかった」「住みつづけたいまち」にと、人と人、人と自然、地域と地域 が結びあい、みんなの幸せを願ってしあわせの和(輪)を広げて、やさしさやぬくも りのあふれる七尾をめざし前進していきます。 しあわせは旧1市3町の4つがあわ さってという意味もこめています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、七尾市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を確認し、まちづくりの主体である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

- 第1章総則では、条例の目的、定義、条例の位置づけ、まちづくりの基本理念と 基本原則を定めています。
- 第1条では、条例の目的を述べています。この条例で、七尾市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を確認し、まちづくりの主体として市民、議会及び行政が持つ多様な特性を尊重しながら、役割と責務を明らかにして、市民が主役のまちづくり(市民自治)を推進することを目的としています。

〇 「市民が主役のまちづくり」とは

市民が主役のまちづくりとは、「市民の、市民による、市民のためのまちづくり」のことであり、一つの地域、一つの自治体を市民がつくっていく、市民がそのあり方を決めていくこと、つまり「自治」そのものを表しています。自治とは「自ら治めること」であり、「自ら考え、自ら責任を持って行動する」ことが原点となります。自分たちの住んでいる地域を市民が自らの意思に基づいて地域運営について考え、決定し、運営していくことを本条例によって定めることで、自律した自治体をつくることにつながります。地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」を、ともに実現することになります。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 七尾市内に居住する者
 - イ 七尾市内で働く者
 - ウ 七尾市内で学ぶ者
 - エ 七尾市内で事業を行う個人又は法人その他の団体
 - オ 七尾市内で活動を行う個人又は法人その他の団体
 - (2) 議会 七尾市の議会をいう。
 - (3) 行政 七尾市の執行機関(市長及びその補助機関、教育委員会、選挙管理 委員会、監査委員、農業委員会並びに固定資産評価審査委員会)をいう。
 - (4) まちづくり 安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくり、市民の快適な 生活環境を確保するための活動の総体をいう。
 - (5) 市政 まちづくりのうち議会及び行政が担うものをいう。
 - (6) 自律と共助 自らできることは自らの責任で行い、多様性を認め合い、助け合うことをいう。
 - (7) 参画 立案から実施及び評価に至るまでのまちづくりの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
 - (8) 協働 共通の目的達成のために、それぞれの立場を尊重し特性を活かし合いながら、対等な関係で協力連携することをいう。
 - (9) 地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいう。
 - (10) 市民活動 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発 的に行われるまちづくりにつながる活動をいう。

- 「市民」とは、居住する人だけでなく、市内の事業所で働く人や市内で活動する 事業者や市民活動団体を含めた様々な団体も含みます。
- 「議会」とは、七尾市議会のことです。
- 「行政」とは、地方自治法に基づく執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)を総じて定義しています。
- 「まちづくり」とは、**住みやすいまちを実現するための公益的、共益的な活動の総体**を意味しています。
- 「自律と共助」とは、自分でできることは自らの判断と責任のもとで実行し、それでは 補えないことや非効率なことは地域や行政が補って助け合っていくことで、「補完性の原則」 という考え方に基づいています。
- 「参画」とは、参加よりも市政への関わり度合いが強く、**政策の企画立案、実施、** 評価などのそれぞれの過程で市民としての責任を果たす関わりのことを意味します。
- 「協働」とは、市民、議会及び行政が、市民が主役のまちづくり(市民自治)を 進めていくため、それぞれの異なる特性を理解して尊重しながら、対等な関係のもと で協力連携し、相乗的に活動効率を上げることと定義しています。

(条例の位置づけ)

- 第3条 この条例は、七尾市の最高規範であり、他の条例、規則その他規程の制定、運用及び見直しにあたっては、この条例との整合を図らなければならない。
- 2 行政は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとし、総合計画及び個別の分野ごとの計画(以下「総合計画等」という。)の策定、運用並びに見直しにあたっては、この条例の趣旨に基づいて行わなければならない。
- 3 予算の編成及び執行にあたっては、総合計画等を踏まえ、長期的な視点に立った効率的かつ効果的な政策の展開を図るとともに、この条例の趣旨に基づいた財政運営に努めなければならない。

【解説】

〇 市政運営の最高規範としての条例

この条例を市政運営の最高規範(判断、評価、行為などの拠るべき規則、基準)としています。市民、議会及び行政はこれを尊重し、誠実に遵守しなければなりません。この条例を最高規範と定めたことにより、行政が既存の条例や規則などを解釈、運用する場合、または改正する場合、もしくは新たに制定する場合のいずれにおいてもこの条例の内容と整合性を図らなければなりません。

〇 総合計画を本条例で位置づけ

総合計画とは、七尾市の長期的な市政運営を行っていく政策構想で、この条例において明確に位置づけるものです。

まちづくり基本条例はまちづくりの方法とルールを、総合計画はまちづくりの目標と内容をそれぞれ定めるものであり、互いにその特徴に応じ役割分担をして**車の両輪**のようにまちづくりを支えます。

(まちづくりの基本理念)

第4条 七尾市におけるまちづくりは、主権者たる市民が自律と共助に基づき、市 民の力で、しあわせを実感できる地域社会を実現することを基本理念とする。

【解説】

○ 第4条では、この条例の柱となる市民が主役のまちづくり(市民自治)の基本理念を定めています。

〇 市民の力とは

市民が主役のまちづくり(市民自治)のことで、自分たちの住んでいる地域を市民が自らの意思に基づいて地域運営について考え、決定し、運営していくことを表しています。そして、地域運営の際には、市民一人ひとりが自らできることは自らの責任で行い、市民の主体性を尊重しつつ、基本的人権と価値観の多様性を認め合いながら、助け合うことを基本としています。

最終的には、市民のねがいにもうたわれる「しあわせの和を広げよう」の趣旨を込めて、市民一人ひとりがしあわせを実感できる地域社会を実現することとしています。

(まちづくりの基本原則)

- 第5条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を基本として持続的に推進されなければならない。
 - (1) 情報共有の原則 市民、議会及び行政がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有すること。
 - (2) 参画の原則 市民の参画により、地域活動、市民活動及び行政運営が行われること。
 - (3) 協働の原則 市民が主役のまちづくりを進めるため、市民、議会及び行政が相互理解のもとに協働すること。

【解説】

〇 情報共有の原則とは

市民、議会及び行政それぞれがまちづくりの役割を果たすためには、**互いが持っているまちづくりに関する情報を共有することが不可欠であること**を表しています。

そして、市民に対して、適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。そのため、議会、行政は市民の求めに応じて情報提供をするだけでなく、自らも積極的に情報を発信していくこととしています。

情報共有の原則に基づく取組みについては、第3章「情報共有によるまちづくり」の中の第14条から第17条に示されています。

○ 参画の原則とは

第2条で定義する「参画」は、立案から実施及び評価に至るまでのまちづくりの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。そのため、参画の原則は、**主権者である市民の意思を反映させてまちづくりを推進しなければならないこと**を表しています。また、地域活動や市民活動が、市民の参画によりすすめられることも重要であるとしています。

参画の原則に基づく取組みについては、第4章「市民の参画によるまちづくり」の 中の第18条から第21条に示されています。

〇 協働の原則とは

第2条で定義する「協働」は、共通の目的達成のために、それぞれの立場を尊重し 特性を活かし合いながら、対等な関係で協力連携することをいいます。そのため、協 働の原則は、市民、議会及び行政が互いの特性や違いを認め合い、共通目的を持って それぞれの良さを出し合い、相互理解のもと、協働で進めていくことを表しています。

協働は、市民、議会及び行政が**対等な関係のもとで協力連携し、相乗効果を発揮して、まちづくりにより大きな成果を生み出すための取り組み**であり、まちづくりを進める上で重要な原則となります。

協働の原則に基づく取組みについては、第5章「協働によるまちづくり」の中の第22条から第25条に示されています。

第2章 まちづくりの主体の役割及び責務 第1節 市民の役割及び責務

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- 2 市民は、人種、信条、性別又は社会的身体的状況等にかかわらず、まちづくり に参画する権利を有する。
- 3 市民は、参画にあたっては、その自主性が尊重されるとともに、参画すること 又は参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。
- 4 市民は、まちづくりに関し、生涯にわたって学ぶ権利を有する。

【解説】

- 第2章は、まちづくりの主体である市民、議会及び行政それぞれの権利・役割・ 権限と責務について定めています。
- 第1節では「市民」の役割と責務を定めています。

○ 情報を知る権利と参画する権利について

第1項と第2項で、市民のまちづくりに関する情報を知り得る権利、まちづくりを推進するために自発的、かつ、主体的にまちづくりに参画する権利を明らかし、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることが出来ることを述べています。

なお、第2項の「社会的身体的状況等」の「等」とは、門地(家柄や血統)のことをいい、まちづくりに参画する権利があらゆる市民に対して、法の下に平等にあることを述べています。

○ 情報を知る権利を保障する制度について

七尾市では、市民の情報を知る権利を保障するために、**七尾市情報公開条例**(平成 16年10月1日条例第9号)を定めています。この条例により、誰でも行政文書の開示請求を行うことができるとしています。

○ 参画における自主性の尊重について

第3項では、市民の参画は、あくまでも自主的、自発的に行われるものであることを述べています。義務として強制するものではないことから、市政に参画すること、また参画しないことを理由として、行政サービスを受ける権利が制限されるなどの不利益な取り扱いを受けることが無いことを明らかにし、参画する権利の自由な行使を保障しています。

〇 生涯にわたって学ぶ権利について

第4項では、人々が生きていく上で直面する課題について学ぶ権利が、生涯各期に わたって保障されることを述べています。市民が地域での生活のなかで疑問に思った り、感じたりしたことを「学習」し「実践」することを保障しています。

(市民の役割及び責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体として、互いの自由な発言又は行動を認め合い ながら、まちづくりに関する認識を深め、まちづくりに取り組むよう努めるもの とする。
- 2 市民は、参画又は協働の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画又は協働にあたっては、公共的な視点に立って自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、相互に助け合い、地域社会における連帯意識を深めるよう努めるもの とする。

- 市民は、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることができます。このまちづくりへの参画の権利と同時に、お互いの自由な発言や行動を認め合いながら、**自分の発言や行動に責任を持つこと**も大切となります。
- 第2項では、まちづくりの主体として**市政に参画し協働する機会を積極的に活用する**一方で、批判のための批判や行政依存でなく、公共性を尊重した建設的な提言・提案・行動を図らなければならないことを述べています。
- 第3項では、日頃から**市民どうし絆を深め、自律と共助の意識を高めること**を述べています。

第2節 議会及び議員の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

- 第8条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 2 議会は、行政に対する監視機能としての役割を果たすとともに、積極的に調査 研究を行うなど政策形成機能の充実を図るよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民との交流又は対話の機会を設けるとともに、議会活動に関する情報及び市政の課題を分かりやすくかつ積極的に公開し、議会に対する市民の理解の促進に努めるものとする。

【解説】

- 第2節では議会及び議員の役割と責務を定めています。
- 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関(議事機関)であるとともに、全市的な視点のもとに市政の発展と市民福祉の向上のため、適正な行政運営が行われているかどうかを監視・抑制するものと定めています。
- また議会は、市民の意思を代表して市政に反映させ、市民の信託に応えるため、 「**開かれた議会運営」、「積極的な調査活動」**について努めることとしています。
- 第3項では、議会は、市民との交流や対話の機会を設けて**積極的な情報提供をして説明責任を果たすこと**を述べています。
- 詳細な事項については議会基本条例(平成平成24年3月22日条例第32号)で、 議会の活動原則等が示されています。

(議員の役割及び責務)

第9条 議員は、市民から選ばれた代表者として、総合的な視点に立って研さん を重ねるとともに、あらゆる機会を通じて積極的に市民との意見交換を行い、 まちづくりに反映していくよう努めるものとする。

- 市民から信託を受けた市議会議員として、自己研さんに努めて、あらゆる機会を通じて、広く市民との意見交換を行い、多様な市民の意見をまちづくりに反映するよう定めています。
- 七尾市では、**議会基本条例**(平成平成 24 年 3 月 22 日条例第 32 号)、**七尾市議会議員政治倫理条例**(平成 16 年 10 月 14 日条例第 248 号)が制定されています。

第3節 市長、行政及び職員の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長の職にある者は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてリーダーシップを発揮し、長期的な視野に立って公正かつ誠実にまちづくりを推進しなければならない。

【解説】

- 第3節では市長、行政及び職員の役割と責務を定めています。
- 第10条では、「市長」の役割と責務として、市民の信託に基づいて市政運営を 行う執行機関としての、市長の職にある個人について、その責務を述べています。
- 市長は、この条例を**率先して遵守していくことを市民や職員に示し**ながら、公正かつ誠実に市政運営あたり、長期的な展望のもと、この条例の目的である市民が主役のまちづくりの実現をめざしていくこととしています。

(行政の役割及び責務)

- 第11条 行政は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、その機能を総合的かつ一体的に発揮させるよう努めなければならない。
- 2 行政は、効率的かつ効果的に市政を推進するために政策の評価を実施し、その 結果を公表するとともに、結果を適切に市政に反映させなければならない。
- 3 行政は、政策の立案、実施及び評価それぞれの過程において、当該政策の内容 及び必要性を市民に分かりやすく説明するとともに、市民の市政に関する意見、 要望又は苦情に対し、速やかに事実関係を調査し、適切かつ誠実に対応しなけれ ばならない。
- 4 行政は、国及び他の地方公共団体と連携し、共通する課題の解決に努めなければならない。

【解説】

- 行政は、さまざまな組織に分かれていろいろな業務を行っています。効率的、効果的なまちづくりを進めるために、行政内部で相互の連携を図り、一体となって取組むことを定めています。
- 第2項では、効果的で効率的な市政運営を図るために、「計画・実行・評価・改善」のPDCAサイクルで事業を行い、これを繰り返していく必要があることを述べています。また、行政評価の結果については、市民に分かりやすく説明、公表を行い、その結果を市政に反映させることとしています。
- 第3項では、行政の政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、 その経過、内容、効果、意義、費用等について市民に分かりやすく説明する責任を果 たさなければならないことを定めています。また、市民からの意見や要望、苦情につ いて、適切かつ誠実に対応することも述べています。
- 第4項では、分権時代を踏まえて、国、石川県など他の自治体との連携について 定めています。地方分権改革に伴い国、県とは上下主従の関係から対等協力関係とな り、基礎自治体として、自己決定・自己責任による自治体運営を行うことが一層重要 となっていることを踏まえています。

〇 共通する課題の解決とは

自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、他の自治体等と連携をすることとして、事務処理や災害発生時の相互支援などを想定しています。

(危機管理体制の確立)

- 第12条 行政は、市民の身体、生命及び財産の安全が確保できるよう、危機管 理体制を確立するものとする。
- 2 前項の危機管理体制の確立にあたっては、市民及び関係機関との協力連携を図るものとする。

【解説】

- 市民が安全で安心な生活を送ることが出来るように災害時などの事態に備えるよう定めたもので、行政が、常に災害や事故等による不測の事態に備えて体制を確実に整備しておく必要があります。
- これらの事態が発生した場合には、行政は、速やかに情報収集と情報提供を行い、 必要な作業や支援を行えるように、市民、関係機関(警察、消防、病院、電気、ガス、 通信事業者等)との連携、協力により、対策を講じる必要があります。
- また、市民は自らの安全確保を図るとともに、自律と共助の精神により、危機に対応できる**助けあいの体制づくり**に努めていく必要があります。

(職員の役割及び責務)

- 第13条 職員は、市民全体のための奉仕者として、法令を遵守するとともに、 公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。
- 3 職員は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりの推進に努めるものとする。

- 職員は、まちづくりを進めていくために、法令を遵守し市民とともに自治を運営していくとの意識を持って、公正かつ誠実に職務を遂行し、自らの知識や技能の向上に努めなければならないこととしています。
- 職員も一市民として地域で生活する中で、**市民とともに考え、行動し、率先してまちづくりに関わっていく姿勢**が求められます。そうすることで市民からの理解や信頼が深まり、この条例が目指すまちの姿を実現するための政策立案能力やコミュニケーション能力等の向上につながり、市民の視点によるきめ細かな市政運営につながります。

第3章 情報共有によるまちづくり

(情報の共有及び活用)

- 第14条 議会及び行政は、まちづくりに関する情報を積極的に、分かりやすくかつ適時に市民に提供し、市民との情報の共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市民は、まちづくりに関する情報を市民相互で共有し、活用するよう努めるも のとする。
- 3 行政は、参画及び協働によるまちづくりに資するため、市民と情報を共有する ための仕組みの整備を図らなければならない。

【解説】

- 第3章では、情報共有によるまちづくりについて定めています。
- 市民がまちづくりに参画していくためには、議会や行政が持っている市政に関する情報が共有されることが必要です。第14条では、この次の第15条に基づいて定める情報公開請求に応じて市が情報を公開することだけでなく、市民の請求の有無に関わらず、市政に関する情報を積極的に分りやすく、様々な伝達手段を活用して、市民に提供しなければならないことを定めています。
- 第2項では、議会や行政の市政情報だけでなく、まちづくりを担う**市民が、まちづくりに関する情報を市民の間でも共有する**ことを述べています。そうすることで、 共通目標も生まれ、対等な関係での協働のまちづくりが進められることになります。
- 第3項では、行政は、市民のまちづくりに関する情報や、行政が企画・実施・評価するまちづくり情報を、市民にとってわかりやすく提供するための仕組みを整えなければならないと定めています。

(情報の公開)

第15条 議会及び行政は、市民の知る権利を尊重し、市政に関する情報を説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、保有する市政情報を 公開するものとする。

【解説】

○ 第15条では、第6条第1項に定める市民の知る権利を尊重して、市が保有する 公文書を公開しなければならないことを定めています。

〇 「別に条例で定めるところ」とは

七尾市では、**七尾市情報公開条例**(平成 16 年 10 月 1 日条例第 9 号)を制定しています。この条例により、**誰でも行政文書の開示請求を行うことができます**。行政文書とは、行政職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)を言います。

(情報の収集及び管理)

第16条 議会及び行政は、市政に関する情報を、正確かつ適正に収集し、速やか にこれを市民に提供できるよう、統一された基準により整理し、保存しなければ ならない。

【解説】

- 市民が市政に関するまちづくり情報を共有するためには、その前提として、議会 及び行政が保管する市政情報が適正に管理されなければならないことを定めていま す。
- 市は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めとして、**七尾市文書管理規程**(平成 16 年 10 月 1 日訓令甲第 27 号)を設けています。
- あわせて、市は、情報公開条例において、行政文書を一般の閲覧に供し、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するよう努めるものとしています。

(個人情報の保護)

第17条 議会及び行政は、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報の提供その他市政の運営にあたっては、個人情報を保護しなければならない。

【解説】

○ 第17条では、市民の基本的人権を尊重し、擁護するための個人情報の保護について定めています。

〇 「別に条例で定めるところ」とは

市では、**七尾市個人情報保護条例**(平成 16 年 10 月 1 日条例第 10 号)で、市が保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理、目的の明確化などについて、適切に保護することを定めています。

第4章 市民の参画によるまちづくり

(市政への参画)

第18条 行政は、政策の立案その他行政運営におけるさまざまな過程において、 広く市民が参画できる機会を確保するとともに、市民の参画によるまちづくりの 推進に努めなければならない。

【解説】

- 第4章では、市民の参画によるまちづくりについて定めています。
- 第5条第1項第2号で、参画の原則の定義を、市民の参画により、地域活動、市民活動及び行政運営が行われることとしています。
- 第18条では、市民の参画を得て市政を推進していくために、政策の立案、実施、 評価及び改善過程において、多様な手段によって市民が参画できる機会を設けなけれ ばならないことを定めています。
- 七尾市では、地域に出向いて、行政の施策などについて意見交換を行う「市政懇談会」や、市長と直接話しができる「市長談話室」を定期的に開催するとともに、市長へ直接電子メールを送ることができる「前略、市長さん」など、市民の声を幅広く聴く環境を整えて、意見や要望の把握に努めています。

(附属機関等の委員)

第19条 行政は、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行うために設置する機関の委員の選任にあたっては、公募その他の方法により、広く公正に市民が参画できるよう努めなければならない。

【解説】

○ 行政が設置する附属機関等の委員を選任する場合には、この条例に定める参画の原則に基づいて、委員構成について同じ人に偏ることのないようにし、委員には公募の委員を入れて、市民の市政への参画に努めなければならないことを述べています。

〇 その他の方法とは

委員の一部を公募する以外にも、委員の選出に当っては、選出の根拠の透明性を徹底しつつ、幅広い分野、年齢層等に配慮することを述べています。また、審議会等によっては高い専門性が求められ、公募には適さないものもあるため、「公募その他の方法により」としています。

〇 七尾市では、**七尾市附属機関等の設置及び運営に関する要綱**(平成 20 年 1 月 31 日告示第 14 号)で、市政に対する市民参加の促進と理解を深めるとともに、公正で透明な市政を推進することを定めています。

(市民意見の募集)

第20条 行政は、市政に関する重要な事項について、別に定めるところにより、 市民から意見又は提案を求めなければならない。

【解説】

- 第20条は、市民の市政への参画方法のひとつとして、**意見公募制度(パブリックコメント)**について定めています。市民生活に重要な影響を及ぼす計画等について、**市民に情報を提供し、それについて意見や提案を求めなければならない**としています。
- 七尾市では、**七尾市市民意見募集制度実施要綱**(平成17年7月1日告示第145号) で、市の行政計画等の立案段階において、その計画等の趣旨、内容等を公表し、市民 から多様な意見、情報、専門的知識等を広く求め、その意見等を考慮して意思決定に 反映させることを定めています。

(住民投票)

- 第21条 市長は、市民生活に関する極めて重要な事項について、広く市内に居住 する者の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票(以下「投票」と いう。)を実施することができる。
- 2 投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他投票に必要な事項は、 議会の議決を経て、その都度、別に条例で定める。
- 3 市長は、投票の結果を尊重しなければならない。

- 第21条では、**市民の市政への参画方法のひとつ**として、住民投票について定めています。
- 日本の地方自治制度は、市議会議員、市長を住民の代表とする間接民主主義を採用しており、**住民投票は直接民主主義により、それを補完する**ものとなります。
- 市民参画の最終手段である住民投票制度は、市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができるとしています。
- 具体的に何について住民投票するのか、投票資格者の範囲をどうするか等は、事 案によって異なると考えられますので、**事案ごとに、議会の承認を経て、別に条例を 定める**ことになります。
- 住民投票は、法的な拘束力を持たないため、その結果は市議会や市長の選択や決断を拘束するものではありませんが、**市長は、住民投票の結果を「尊重する」**ことと定めています。
- 地方自治法では、市民の権利として条例の制定や改廃、議会の解散、議員や首長の解職を請求する権利が保障されています(地方自治法第12条、13条)。条例の制定請求では、**有権者の50分の1以上の連署をもって市長に対して直接請求を行うことができる**ことになっています(地方自治法第74条~第74条の4)。住民投票についても、この手続きで直接請求をすることも可能です。

第5章 協働によるまちづくり

(協働の推進)

- 第22条 市民、議会及び行政は、それぞれの信頼及び適切な役割分担に基づき、協力連携をしながら協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進にあたっては、市民の自律的な活動を支援するものとする。この場合において、行政の 支援は、市民の自律性を損なうものであってはならない。

【解説】

- 第5章では、協働によるまちづくりについて定めています。
- 第5条第1項第3号で、協働の原則を、市民が主役のまちづくりを進めるため、 市民、議会及び行政が相互理解のもとに協働することとしています。
- 第22条では、市民、議会及び行政の相互理解と適切な役割分担による協働体制を整え、まちづくりを推進していくことを定めています。
- 協働をすすめる環境整備の中心は行政にあるものですが、市民、議会及び行政が 互いに対等な関係でお互いを認め合い、それぞれの良さを出し合い、持ち味を生かし 協力連携していくことにより、信頼を基盤とした協力関係を築くことが大切です。
- 第2項で、行政は、協働を推進するための仕組みの整備を行い、市民の自律と共助による活動を支援し、市民の自律性を尊重することを定めています。

(地域活動)

- 第23条 市民は、地域社会における良好な生活の維持及び向上のため、個人又は町会その他これに類する団体が行う地域活動への参加を通じて、まちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 行政は、地域活動を尊重するとともに、地域活動を行う市民に対して適切な 支援を行うものとする。

【解説】

〇 地域活動とは

第2条第1項第9号で、一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動として定義しています。

- 市民は、町会活動などの地域活動の大切さを認識して参加すること、行政は、この条例の理念に基づいて、自律と共助の精神で実践される地域活動を行う個人や団体の役割、自主性を尊重し、必要性に応じて支援することを定めています。
- 少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、安全、安心な住み良い地域を持続していくためには、**身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性や個性を活かしたまちづくりに取り組む必要**があります。地区の互助機能を担う町会やまちづくり団体が行う地域活動の役割はますます重要になっていきます。
- 行政が行う支援のあり方には、**活動する場所の提供、財政的支援、情報の提供、** 人材育成などが考えられます。

(市民活動)

- 第24条 市民は、より魅力的で活力のある地域社会をつくるため、個人又は団体が行う市民活動への参加を通じて、まちづくりに努めるものとする。
- 2 行政は、市民活動を尊重するとともに、市民活動を行う市民に対して適切な支援を行うものとする。

【解説】

〇 市民活動とは

第2条第1項第10号で、特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて 自発的に行われるまちづくりにつながる活動として定義しています。

- 市民は、共通の関心や問題意識のもとに結成される市民の公共的な活動である市民活動の大切さを認識して参加すること、行政は、この条例の理念に基づいて、自律と共助の精神で実践される市民活動を行う個人や団体の役割、自主性を尊重し、必要性に応じて支援することを定めています。
- 市民活動は、行政の視点とは違う市民ならではの視点で、公共的かつ自発的なま ちづくりを担う重要な活動であり、今後、市民の積極的な参加が期待されます。
- 行政が行う支援のあり方には、**活動する場所の提供、財政的支援、情報の提供、** 人材育成などが考えられます。

(市民相互の連携)

第25条 地域活動及び市民活動を行う市民は、市民相互の連携及び交流の促進に 努め、地域社会づくりのための取組みを進めることができる。

- 協働のまちづくりには、議会・行政と市民の間の協働だけではなく、市民が担う 地域活動や市民活動など、まちづくりを担う団体どうしの連携や交流が大切です。
- 七尾市には、国内外で市民どうしが交流しながら、まちづくりを進めてきた歴史があります。地域や団体の垣根を越えた市民どうしの交流や連携協力を進め、市民が主役のまちづくりを通して「豊かな七尾市」が実現することを目指しています。

第6章 まちづくりの担い手の育成

(担い手の発掘及び育成)

第26条 市民、議会及び行政は、地域、学校及び職場などのさまざまな場所で、 市民のまちづくりに関する学習の機会を市民に提供し、まちづくりの担い手を発 掘し、育成に努めるものとする。

【解説】

- 第6章では、まちづくりの担い手の育成について定めています。
- 第26条では、まちづくりを推し進める担い手の発掘と育成について定めています。
- 七尾市まちづくり基本条例をつくる市民会議から、盛り込むべき大切な考え方の 一つとして提言があったものです。
- 市民も市職員も自治形成能力を高めるため、学習や研修だけでなく、**実践を通した自己啓発**に励み、それらにより意識改革がなされ、まちづくりの担い手が発掘されリーダーが育つことが期待されます。

(次世代の担い手育成)

第27条 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、 ふるさととまちづくりについて学び、又はまちづくりに参加する機会を提供する よう努めるものとする。

【解説】

- 七尾市まちづくり基本条例をつくる市民会議から、盛り込むべき大切な考え方の 一つとして提言があったものです。
- 将来のまちづくりの担い手である**子どもや若者を大切にする姿勢**をうたっています。子どもや若者は、家庭や学校だけでなく、地域全体で育むものです。子どもや若者が自分のふるさとやまちづくりについて学び、また、実際にまちづくりに参加する機会を提供するよう努めることを定めています。

(育成の仕組み)

第28条 行政は、まちづくりの担い手を育成し、支援するための仕組みを整える ものとする。

- 第28条では、行政は、**まちづくりの担い手の育成や支援について体制を整えなければならない**ことを定めています。
- 担い手育成のためには、学習や研修の機会を提供するだけでなく、まちづくりの 活動事例の情報を提供するなど、幅広い仕組みや体制をつくることが必要です。

第7章 条例の推進等

(条例の推進)

第29条 市民、議会及び行政は、この条例を遵守し、市民が主役のまちづくりの 具体的な実践に努めなければならない。

【解説】

- 第7章では、条例の推進に関わる取り組みについて定めています。
- 第29条では、条例の趣旨の実現や目的達成にむけて、市民、議会及び行政の力で**「育てていく条例」**であることを述べています。市民、議会及び行政が条例を遵守して、協力連携して具体的な行動をすることでまちづくりの実践を図るものとしています。

(取組みの公表)

第30条 行政は、この条例の趣旨に基づいて行われたまちづくりの推進のための 取組みの実施状況について調査し、定期的に公表するものとする。

【解説】

○ 条例の施行により、情報共有、参画や協働によるまちづくりがどれだけ進んだか、 また、その実効性を確認することが重要です。行政は、**取組み状況について定期的に 調査、公表しなければならない**ことを定めています。

(条例の検証及び見直し)

- 第31条 市長は、まちづくりの発展又は成熟の状況、社会情勢及びその他の事情 を勘案し、適切な時期にこの条例を検証し、その結果に基づいて必要な見直しを 行うものとする。
- 2 前項の規定により検証又は見直しを行うときは、市民参画の機会を設けなければならない。

【解説】

- 市民、議会及び行政がこの条例とともに**自治意識を高め、成長していくことを期待する**とともに、この条例を時代に沿ったものとするため、**条例の検証と見直しをする**こととしています。
- 第2項では、条例の検証や見直しの際に、市民参画の機会として、**市民からの委員の公募や意見募集を行わなければならない**こととしています。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

<補足>条文中の述語の説明について

七尾市まちづくり基本条例については、前文は親しみやすい「です・ます」体で表しています。しかし、本体条文の文体については、「です・ます」体では、意味において「あいまいさ」が残る場合もあるので、条文形式を重視して通常の表記である「ある」体で表しています。

①「しなければならない」

一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用います。従って、命ぜられている側には、その一定の行為をするか、しないかの裁量の余地がありません。「しなければなりません」という文言は、義務付けられた相手方に大変強い強要力を発揮します。

②「するものとする」

①の「しなければならない」よりも義務付けの感じが弱く、ある一般的な原則や方針を示す場合に用います。その意味では、解釈としては、合理的な理由があればしなくても良いという意味も出てきますが、裁量の余地は大変狭いと考えられます。

③「することができる」

「することができる」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用います。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付与する場合との二通りの用い方があります。

4 「とする」「である」

「とする」は、創設的に拘束する意味を持たせる場合に用い、「である」は、単なる 事実の説明の場合に用いられます。

⑤「努めなければならない」

「努めなければならない」は、「努める」+「しなければならない」の複合形です。「努める」は努力することですから、目標を達成できなくても、その過程で努力していれば、法違反はありません。そこにある一定の義務を命ずる「しなければならない」を付け加えることによって、努力義務ではあるが、高度な努力義務、達成義務がかなり高いレベルで課せられているということです。その他に、「努めるものとする」、「努める」といった述語があります。こういった述語を使った規定を「努力義務規定」と呼ぶことがあります。その義務の拘束力の強さを比較してみると、「努めなければならない」>「努めるものとする」>「努める」となります。

※この解説書は、北海道ニセコ町、神奈川県小田原市、平塚市、栃木県日光市、兵庫県朝来市、香川県高松市等、各市町のまちづくり基本条例、自治基本条例の解説書も参考に作成されています。

「七尾市まちづくり基本条例」解説書

平成24年9月発行

編集・発行 七尾市企画経営部市民男女協働課 〒926-8611 石川県七尾市袖ケ江町イ部 25 番地

電話 (0767) 53-8633

FAX (0767) 53-1125

URL http://www.city.nanao.lg.jp